

新たな宮城県特別支援教育 将来構想に係る検討資料

令和5年11月20日
宮城県教育庁特別支援教育課

平成27年度以降の特別支援教育に関する主な制度の状況

【国の制度等】

時 期	内 容
平成28年4月	障害者差別解消法 施行 ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
平成28年8月	改正発達障害者支援法 施行 ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を実施 ・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など
平成29年4月	特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示 ・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性の重視 ・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告 ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備 ・障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 ・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する
令和3年9月	特別支援学校設置基準 公布 ・在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき制定

【国の制度等】

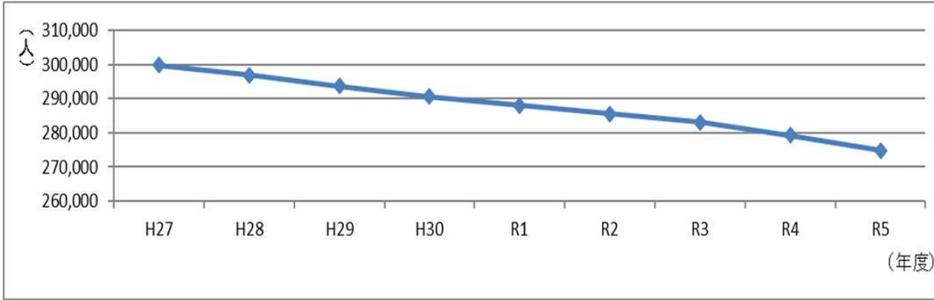
時 期	内 容
令和4年9月	障害者権利条約 国連（障害者の権利に関する委員会）勧告 ・医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、通常の学校に特別支援学級があること。 など
令和5年6月	教育振興基本計画 閣議決定 ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ・多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 など

【県の計画等】

時 期	内 容
平成29年3月	第2期宮城県教育振興基本計画 策定 （計画期間：平成29年度から令和8年度） ・基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進 ・方 向 性 障害の有無によらず、多様な個性を持つすべての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた決め細かな教育を展開 ※計画の中間見直し中
平成30年3月	みやぎ障害者プラン 策定 （計画期間：平成30年度から令和5年度） ・基本理念 だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を 安心して送ることができる地域社会づくり ・いきいきと生活するために 「切れ目のない支援体制の構築」「多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現」「共生社会の実現を目指した理解の促進」 など ※新たな計画策定中
令和3年3月	「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」「手話言語条例」 制定

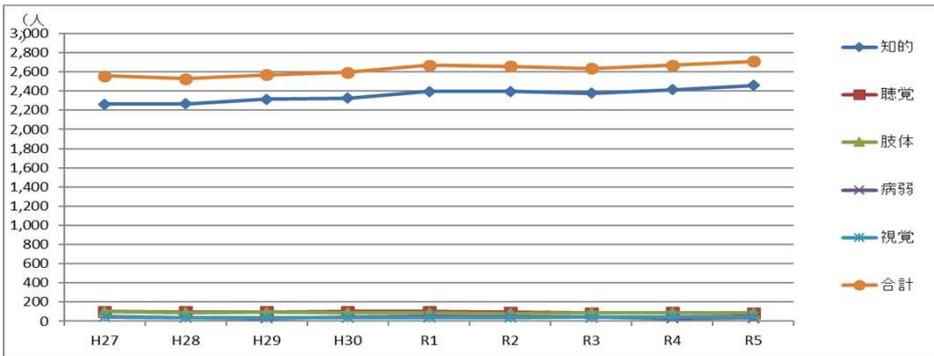
特別支援学校等の現状

1 県内全校種の幼児児童生徒数の推移



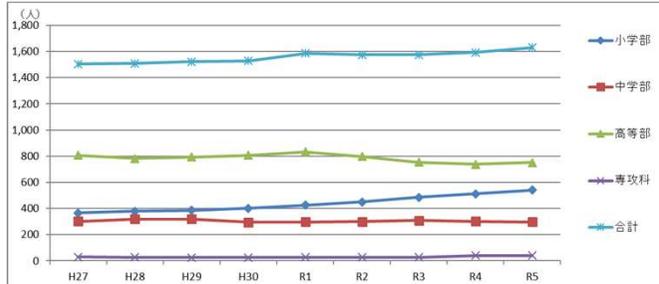
・ 幼児児童生徒数 H27 (299,833人) ⇒ R5 (274,892人) **24,941人減**

2 県内特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



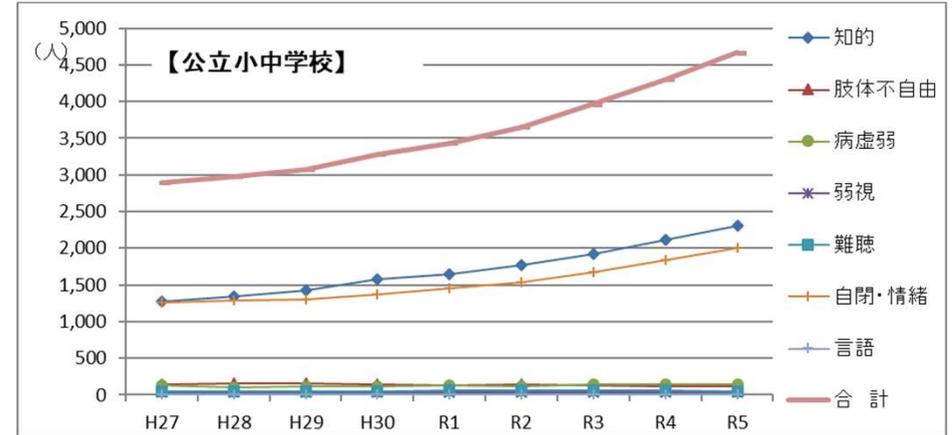
・ 幼児児童生徒数 H27 (2,560人) ⇒ R5 (2,709人) **149人増**

(参考) 仙台圏域知的障害特別支援学校の幼児児童生徒数の推移



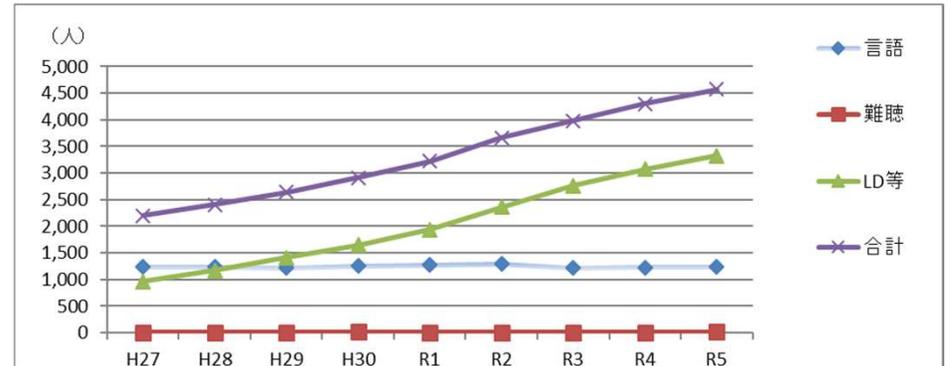
・ 幼児児童生徒数
H27 (1,504人) ⇒ R5 (1,631人)
127人増

3 県内公立小中学校の特別支援学級児童生徒数の推移



・ 児童生徒数 H27 (2,898人) ⇒ R5 (4,663人) **1,746人増**

4 県内公立小中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移



・ 児童生徒数 H27 (2,201人) ⇒ R5 (4,571人) **2,370人増**

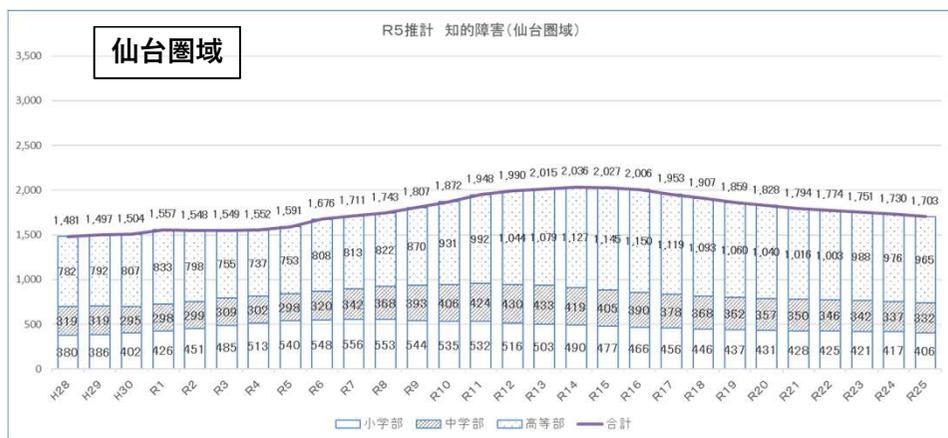
(参考) 県立高等学校における通級による指導実施状況 (令和5年9月現在)

	実施校	自校	巡回	生徒数
H31	4	2	2	1 2
R 2	6	3	3	1 7
R3	5	3	2	2 4
R4	5	3	2	2 2
R5	8	5	3	3 4

5 知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し



- ・全体のピークは令和14年度。
- ・小学部は令和7年度、中学部は令和11年度、高等部は令和15年度



- ・全体のピークは令和14年度。
- ・小学部は令和7年度、中学部は令和13年度、高等部は令和16年度

6 設置基準充足率 (R5.5現在)

学校名	面積充足率		※R4面積充足率	
	校舎	運動場	校舎	運動場
視覚(新校舎)	256%	61%	234%	102%
聴覚	431%	184%	429%	208%
聴覚小牛田	155%	0%	155%	0%
光明	112%	133%	108%	159%
船岡	170%	55%	167%	73%
拓桃(肢体)	263%	0%	274%	17%
拓桃(病弱)				
西多賀(病弱)	169%	0%	166%	17%
西多賀(知的)				
山元(病弱)	211%	113%	241%	131%
山元(知的)				
金成	182%	98%	190%	119%
角田	90%	190%	90%	208%
角田白石校	32%	0%	32%	0%
石巻	133%	276%	133%	295%
気仙沼	145%	41%	162%	57%
古川	70%	0%	69%	18%
名取	85%	32%	86%	49%
名取名取が丘	73%	0%	87%	0%
小牛田	153%	194%	152%	215%
利府	86%	36%	83%	54%
利府富谷	82%	0%	86%	0%
利府塩釜	76%	0%	75%	0%
迫	133%	114%	141%	132%
岩沼	165%	509%	163%	535%
岩沼川崎				
小松島	61%	80%	66%	108%
小松島松陵	243%	341%	235%	30%
女川	223%	608%	204%	648%

現有面積が設置基準の必要面積を下回っている学校

【校舎9校 運動場15校】

宮城県特別支援教育将来構想（平成27年度～令和6年度）

目標1 自立と社会参加

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一環した指導・支援

- ・乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
- ・卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
- ・将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

目標2 学校づくり

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

- ・多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
- ・学習の質を高めるための教員の専門性向上
- ・学習の質・効果を高めるための環境整備

目標3 地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

- ・共生社会の実現を目指した理解促進
- ・市町村教育委員会への支援充実

実施計画（後期）（令和2年度～令和6年度）

※将来構想の3つの目標毎の主な取組等を示すもの

【具体的な取組】

1 自立と社会参加

「特別支援学校における進路指導充実」「特別支援学校における就労定着支援」など

2 学校づくり

「共に学ぶ教育の推進」「通級による指導の推進」「医療的ケアの推進」「ICT機器の活用」「教育の専門性・指導力の向上」「教育環境整備の推進」など

3 地域づくり

「インクルーシブ教育システムの推進」「特別支援教育の推進に向けた普及啓発」など

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（令和5年3月改定）

【ハード面の諸対策】

「小松島支援学校松陵校の高等部設置及び本校化」「閉校後の校舎等の活用」など

【ソフト面の諸対策】

「医療的ケア実施体制の充実」「特別支援学校のセンター的機能の強化」など

に構
想等
に基
づき
実
施
し
て
き
た
事
業
の
成
果
・
課
題



目標1 自立と社会参加

- (1) 乳幼時期からの専門的な教育相談・支援体制の充実
- (2) 特別支援学校における進路学習の充実
- (3) 特別支援学校における就業定着の支援
- (4) 特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取り組みの充実

目標2 学校づくり

- (1) 共に学ぶ教育環境づくり
- (2) 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実
- (3) 医療的ケアの推進
- (4) ICT機器の活用
- (5) 教員の専門性・指導力の向上
- (6) 教育環境整備の推進

目標3 地域づくり

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 市町村教育委員会への支援
- (3) 特別支援教育の推進に向けた理解啓発

目標 1 自立と社会参加

(1) 乳幼時期からの専門的な教育 相談・支援体制の充実

(2) 特別支援学校における進路学 習の充実

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「就学前からつくる個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」を作成し、県内全ての未就学児に関わる教育関係機関に配布 ・「視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」を実施中 など ・以上の取り組みを通じ、体制整備が遅れがちであった幼稚園等に対して、就学前からの切れ目ない支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、福祉部門や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要 ・乳幼児及び養育者（保護者等）に対する教育相談の充実と同時に、保健、福祉、医療、教育等との連携の強化が必要 ・幼稚園等での個別の教育支援計画の作成、活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスポート等の作成が進み小学部段階からのキャリア教育が進められている。 ・卒業生による進路講話の実施、卒業後の社会生活のイメージづくり ・卒業後の社会生活への移行につなげるため福祉事業所、ハローワーク、就労・生活支援センター等との連携を強化など 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変化に伴う生徒一人一人の働く意欲の育成と多様化している保護者の思いへの対応が十分なされていない場合がある。 ・高等学校の現場では、高等学校における支援が必要な生徒に対する就労相談への対応などについて、特別支援学校のセンター的機能による支援など引き続き取り組みを強化 ・今後は、ICT関連業務を含む一般就労等を視野に入れた進路指導が必要

目標 1 自立と社会参加

(3) 特別支援学校における就業定着の支援

(4) 特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取り組みの充実

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者を含めた移行支援会議の実施による学校生活から職場生活等へのスムーズな移行の実現 ・ 進路指導担当者等による卒業生へのアフターケア実施による職場等への定着 ・ 障害者雇用プラスワン事業による特別支援学校の見学などの取り組みにより、特別支援学校、就労支援機関、企業等との連携 ・ 令和4年度の高等学園卒業生の一般就労90%超 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の進路担当者が過度な負担とならないよう、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検討 ・ 特別支援学校に通学する生徒に対する理解啓発が必要 ・ 生活全体をどのように充実させていくのかといった視点に立った就業と生活の支援充実が必要であるため、福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携を更に強化していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校文化祭による学校での取り組みの県民への周知、生徒の満足感等の高まり ・ 進路充実事業研修会（卒業生の体験談、就労先事業所の担当者からの講和等）開催による将来の自分の姿のイメージ作りに寄与 ・ 個別の移行支援計画の活用。就労の定着と社会的自立に向け、教育・福祉・医療・行政・労働等のネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住地の福祉、労働、行政、医療等関係機関との連携を更に強める ・ 卒業後の心豊かな生活につながる生涯学習の促進を踏まえた特別支援学校文化祭の内容充実 ・ 障害者の生涯学習に関する取組の充実 ・ 卒業後のQOLの向上を見据え、余暇活動を含めた学校教育での支援の充実

目標2 学校づくり

(1) 共に学ぶ教育環境づくり

(2) 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・共に学ぶ教育推進モデル事業におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境づくりに焦点を当てた授業づくり ・居住地校学習推進事業で、各特別支援学校の小・中学部と居住地校における「交流及び共同学習」を推進 ・平成27年度参加人数（特別支援学校）が313人、令和5年度参加人数が428人、100人以上の増加等 <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により居住地校交流が一時低迷。ICTを活用したオンラインによる交流の知見が得られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校における校内支援体制づくりのノウハウを県内全域に発信 ・居住地校学習において、支援学校の児童生徒と受入校の児童・生徒が互いに能動的に関わることができる取組内容を検討 ・ICT機器等を活用した受入校と特別支援学校の児童・生徒の交流機会の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる教育相談への対応、校種間の連携調整など。就学前から高等学校まで切れ目のない支援の実現に取り組んだ。 ・特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て（仙台市除く）の児童生徒に係る特別な教育課程編成に係る市町村教育委員会への助言 ・特別支援学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターが共に研修会に参加し情報交換・情報共有。指導方法や支援体制などに関する専門性を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター等の経験に基づくノウハウの確実な継承。特別支援教育を推進する新たな人材の育成 ・校長等管理職のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の学級担任間の連携を含めた指導體制の充実など特別支援教育の推進に係る校内体制の整備 ・特別支援学校が有する指導のノウハウや就職等に関する知見の活用など高等学校と特別支援学校との連携 ・高等学校の通級担当者間等での情報共有や教育相談対応等の校内体制を構築

目標2 学校づくり

(3) 医療的ケアの推進

(4) ICT機器の活用

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア対象児童生徒が在籍する全ての特別支援学校に看護職員を配置 ・医療的ケア運営会議の開催、有識者や関係者等による意見交換の実施 ・令和4年度から、配置数の多い学校に看護職員サブチームを配置 ・「学校における医療的ケアの体制整備に係る手引き」等の作成 ・医療的ケア対象児童生徒が家族の付添いなしで通学できるよう支援する取組を、令和5年度から3年間モデル的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者である市町村が、学校における医療的ケアの実施体制を整備できるよう支援 ・ケア内容の複雑化・高度化。看護職員の手技を含めより専門性が高まっている。 ・医療的ケア通学支援。送迎車両に同乗する看護師や通学支援に対応可能な運行事業者等の確保。事業の持続可能性への課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学部は、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度までに児童生徒への一人一台端末整備。 ・端末整備に加え障害特性に応じた補助装置の整備にも取り組んだ。 ・「ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業」等により対象となった県立支援学校の実践事例を集積。実践事例の発表会やホームページでの公開により事例を共有。 ・「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」では、長期入院をしている県立高等学校の生徒と在籍校の同時双方向型遠隔授業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面の整備が大幅に進んだことから、今後は学習指導等におけるICTの更なる効果的な活用が重要 ・障害種別や児童生徒の発達段階及びICTスキルに応じた取組みを継続することが必要。 ・教師のICT活用スキルの向上が必要。今後はICT関連機器に関する新たな情報などについて提供していくことが必要。 ・各学校の環境整備や情報セキュリティなどについて相談できる体制の整備

目標2 学校づくり

(5) 教員の専門性・指導力の向上

(6) 教育環境整備の推進

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none">・総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修（11講座）を実施・その他、特別支援学校専門性向上研修会などにより、全ての学校種の教員を対象とした研修を整備し、特別支援教育に関する専門性の向上を図った。・特別支援学校では、外部専門家活用事業により、多様な児童生徒への適切な支援に関する専門性の向上を図った。	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学級の担任が培った専門性が組織的に蓄積されない傾向があるため、特別支援学級の担任だけではなく学校全体で特別支援教育をバックアップする校内体制を整備することが必要。・引き続き、全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校、特別支援学級、通級の担当者向けの研修の充実を図っていくことが必要。・業務改善、アクセス性向上等の観点からオンラインによる開催など多様な研修方法の拡大が必要。	<ul style="list-style-type: none">・県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、特別支援学校を新設。仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により学習環境の改善に努めた。・令和6年度に、秋保かがやき支援学校が新設。・これらの整備に伴い必要となる教材備品等の整備を実施。・校舎等の老朽化対策として、視覚支援学校の改築など順次取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学校設置基準を満たした教育環境の整備が必要。・施設の老朽化や児童生徒数の将来推計を見通しながら、基準に沿った教育環境の整備を検討していくことが必要。

目標3 地域づくり

(1) インクルーシブ教育システムの推進

(2) 市町村教育委員会への支援

成果	課題	成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30%台を維持。小中学校の協力校も平成27年度の229校から令和5年度は286校まで増加。小中学校の児童生徒や教員、保護者への理解促進に繋がっている。 ・特別支援学校魅力化推進事業により、今まで学校教育の範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域へと広がる足がかりとなっている。 ・障害者雇用プラスワン事業との連携により、特別支援学校の学習内容や取組について、一般企業への理解が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域に根差したインクルーシブな教育・共生社会の実現に向けて、居住地校学習における「共同学習」の充実、特別支援学校魅力化推進事業の取組の拡充などに取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の就学担当者に対して、年1回、就学手続きに関する研修会を実施 ・就学に関する困難事案について助言を行う県の就学相談会や就学支援審議会を設置。 ・市町村の就学支援委員会に特別支援学校の職員が委員として参加。 ・特別支援学校のセンター的機能による対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の就学支援の理解や取組に差が見られるため、県として適切な就学のための支援を継続する必要がある。

目標3 地域づくり

(3) 特別支援教育の推進に向けた 理解啓発

成果	課題
<ul style="list-style-type: none">・本県の特別支援教育の概況と就学手続き等を記載したリーフレット「宮城の特別支援教育」を作成。県内の小・中学校等に配付。・特別支援学校文化祭を開催。特別支援学校や障害のある児童生徒の学習活動について、広く県民に理解啓発を行った。・県民を対象とした「特別支援教育公開講座」を年2回実施。・「宮城県障害者支援のつどい」を開催。障害者雇用の優良事業所等の表彰のほか、講演会の開催など県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っている。	<ul style="list-style-type: none">・特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある児童生徒等の多様な学びの場が広く認知され、就学や進学の実機が広がった。一方、就学や進学に際して適切な就学支援、進路指導がなされないケースもあるため、障害理解を含めた特別支援教育の更なる理解啓発が必要。